

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">海外事業資金貸付保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00039 沿革 (略) <u>平成25年3月18日 一部改正</u></p> <p>第 1 条～第 4 条 (略)</p> <p>第 5 条 海外事業資金貸付保険の引受対象となる海外事業資金貸付（以下「資金貸付」という。）は、少なくとも以下のすべてに該当するものに限るものとする。</p> <p>一 ～ 五 (略)</p> <p>六 「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」の第 16 条、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」の第 12 条、及び「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」の第 15 条に係る貿易保険法の特例に該当する場合は、日本貿易保険の認めた本邦の銀行による支払保証がある場合に限る。</p> <p>第 6 条～第 2 0 条 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>1. この改正は、平成 2 5 年 4 月 1 日から実施する。</u></p> <p><u>2. 改正後の第 6 条の規定中「(日本貿易保険が必要と認めるときは 1 年以上)」の規定は、平成 2 6 年 3 月 3 1 日までに保険契約を締結された案件を対象に適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">海外事業資金貸付保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00039 沿革 (略)</p> <p>第 1 条～第 4 条 (略)</p> <p>第 5 条 海外事業資金貸付保険の引受対象となる海外事業資金貸付（以下「資金貸付」という。）は、少なくとも以下のすべてに該当するものに限るものとする。</p> <p>一 ～ 五 (略)</p> <p>六 「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」の第 16 条、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」の第 12 条、及び「中小企業者と農林業業者との連携による事業活動の促進に関する法律」の第 15 条に係る貿易保険法の特例に該当する場合は、日本貿易保険の認めた本邦の銀行による支払保証がある場合に限る。</p> <p>第 6 条～第 2 0 条 (略)</p>	